資料１－２

議題１　狭あい道路の拡幅整備に伴う道路後退用地について（碧南市提出）

市名	回答	
	(3)地目が用悪水路で、官民境界(公図)幅員では1．5メートル、現況幅員では1．8メートルの砂利道(一部私有地)の場合の道路後退の考え方	(4)市道認定を受けた河川管理用道路で、現況幅員が1．8メートル以上4メートル未満の場合においての道路後退の考え方
名古屋市	基準時に２項道路の要件を満たす道を２項道路として扱っています。	基準時に２項道路の要件を満たす道を２項道路として扱っています。
豊橋市	現況幅員1.8mを道路部局が管理していれば、官民境界の中心が後退時の中心線となります。	現況幅員の中心からの後退となる。但し対側が河川の水面の場合は、河川側からの一方後退となります。
岡崎市	幅が1.8m未満であり、かつ地目が公衆用道路（赤道を含む）ではないため、建築基準法上の道路ではないと考えます。	片側に河川敷がある場合は、認定端から片側４ｍ後退とし、両側に河川敷がある場合は、認定中心線から２ｍ後退で指導しています。 （補足）基準時以降に築造された道については、建築基準法上の道路ではありません。
一宮市	地目が用悪水路であっても、道路認定をしているか否かで、道路として扱いを決めています。（認定してあれば、道路として扱う。） 道路として扱う場合、公図幅を優先することから、建築基準法第42条2項道路として扱わず道路後退は必要ないものと考えております。	現況幅員ではなく、市道認定を受けた幅員１．８メートル以上４メートル未満の河川管理用道路については、一般交通の用に供することが支障ないことを確認の上、河川より対側へ一方後退としている。
瀬戸市	※狭あい協議をしていないため、建築基準法の後退についてお答えします。 行政庁が管理する幅員が1.5mであれば、建築基準法第42条第2項道路には該当しないため後退を求めていません。	※狭あい協議をしていないため、建築基準法の後退についてお答えします。 市道認定を受けていれば建築基準法上の道路として取り扱っている。現況幅員＝認定幅員であれば道路の中心から2mの後退、又は対側に水路、河川等があれば4mの一方後退とする。
半田市	道路として認定されているかで判断を分けます。 認定道路でないときは、道路ではなく用悪水路であり、建築基準法による道路後退は発生しないため、後退は不要として扱っています。 認定道路であっても、官地幅員が1.5mなので建築基準法上の道路には該当しませんが、本市の後退要綱に基づき用悪水路用地の中心からの後退を求めます。（現況砂利道の中心からではありません。）	河川側の道路区域の境界から4.0mの後退が必要と扱っています。
春日井市	市道認定がなければ、用地の幅員が1.8m未満で建築基準法の道路とならないのではないでしょうか。市道認定幅員が1.8m以上で建築可能であれば、認定幅員の中心線を基準と考えます。	道路の対側が河川となるなら、一方後退となると考えられます。
豊川市	本市においては、地目が用悪水路の場合、市道認定がある場合を除いて、道路として扱っておりません。	建築基準法４２条２項に指定されている道路であれば、対側（河川）の境界線から４ｍの一方後退となります。
津島市	市道認定がある場合、幅員に関わらず後退を求めるが、なお、その中心線は公図幅員ではなく認定幅員及び現況幅員を踏まえ判断している。	河川側から一方への後退が可能な場合には、河川側の道路境界線から4メートルの部分まで後退を求める。
碧南市	公図幅の中心。	河川側から片下がりになる。
刈谷市	この状況の場合、まずこの道路が法第42条第2項（道路幅員が1.8m以上4m未満かつ沿道に建築物の立ち並びがあること）に該当するか検討した上、該当する場合は、用悪水路の管理者と協議し、公図と現況の差（0.3m）について判断を仰ぎ、整理します。結果として、現況を採用するのであれば、その中心から２ｍずつの道路後退とし、公図を採用するのであれば、幅員が法第42条第2項に該当しないため、建築基準法の道路として扱わず、道路後退は不要と考えます。	本市では、原則、河川管理用道路は建築基準法の道路として扱っておりません。また法第42条第2項では、道路幅員に加え、建築物の立ち並びが条件となっておりますので、今回は、立ち並びがある状況での回答とさせていただくと、（２）の質問で回答させていただいたとおり、河川の幅員が１ｍ以上の場合は、片側へ4mの一方後退として扱っております。
豊田市	用悪水路は基本的に建築基準法第４２条第２項（２項道路）の指定はしていない。仮に、関係地権者の同意を得て２項道路として指定した場合は、その指定した区域の中心から２ｍの後退としている。	片側後退としている。
安城市	2項道路になっているのであれば、現況用地幅の中心を道路中心線としている。	2項道路であり片側が河川であれば、片寄で４ｍ確保するよう後退ラインを決めている。
西尾市	・市道認定無し・私有地の場合 建築基準法定外道路のため道路後退不要。 ・市道認定有り・私有地の場合 立ち並びの有無により、建築基準法第４２条第２項道路か判断する。立ち並びがある場合、２項道路として道路後退を求める。 ・公有地の場合　　同上	立ち並びの有無により、建築基準法第４２条第２項道路か判断する。立ち並びがある場合、２項道路として道路後退を求める。
蒲郡市	地目が用悪水路で市道認定がされてなく、道路として管理していないのであれば２項道路とは判断せず、セットバックはかからないと考えます。	申請敷地に対して道路の河川側境界から４メートルまで後退することになります。
犬山市	用悪水路が道路形態になっていたり、道路と一体化している場合は、現況で判断せずに境界確定の上で幅員を判断するが、水路と道路の境界部分は確定しないケースが多いので、水路と道路を合わせた幅員を道路幅員とするケースが多い。よって、道路後退も水路と道路を合わせた幅員の中心線から２ｍの道路後退を指導するケースが多い。	古くから存在しており、沿線に建ち並びがあれば２項道路として扱い河川境界から４ｍの道路後退を指導している。

資料1－2

議題１　狭あい道路の拡幅整備に伴う道路後退用地について（碧南市提出）

市名	回答	
	(3)地目が用悪水路で、官民境界(公図)幅員では1．5メートル、現況幅員では1．8メートルの砂利道(一部私有地)の場合の道路後退の考え方	(4)市道認定を受けた河川管理用道路で、現況幅員が1．8メートル以上4メートル未満の場合においての道路後退の考え方
常　滑　市	公図幅が1.8m未満の法定外道路のため、セットバックの対象とはしません。	片側４ｍ後退していただきます。
江　南　市	建築基準法第42条第2項に規定されている建築物の立ち並びのある道で、特定行政庁が指定した現況の幅員が1.8m以上ある道であれば、舗装の有無にかかわらず道路後退が必要と考えております。	建築基準法第42条第2項に規定されている建築物の立ち並びのある道で、特定行政庁が指定した現況の幅員が1.8m以上ある道であれば、土地の所有者にかかわらず道路後退が必要と考えております。しかし、河川管理専用など一般交通の用に供していない道であれば建築基準法上の道路の基準を満たしていないと考えております。
小　牧　市	市の道路課管理部分の幅員が1.8m以上あり、2項道路と扱える場合は、その幅員の中心から2mのセットバックとなります。	2項道路と扱える場合は、河川（河川の幅員が1m以上の場合）の対側に4mの一方後退となります。
稲　沢　市	公図幅員１．５ｍに道路としての権原のない一部民地を含んで道路幅員を１．８ｍとしていた場合、道路幅員１．８ｍは誤りであるため１．５ｍに改めます。	建築基準法の道路とされている場合は、道路幅員４ｍを確保する線を後退線とみなします。
新　城　市	境界確定を行い官民境界を確定した上で、用悪水路の中心線からの後退と考えます。	河川管理者と道路管理者が定めた管理境界から、河川の対側側のみの後退で道路幅員を４ｍ確保できるよう後退するものと考えます。
東　海　市	公図による幅員が１．５メートルの場合、法定外道路とみなし道路後退は不要と考えます。	片側に河川が存在するものだと仮定し、対象道路が２項道路であるならば河川の反対側へ一方後退するものと考えます。
大　府　市	地目に関わらず、また、幅員が１．８メートルを切る箇所があったとしても、その路線を2項道路と指定しているのであれば、道路後退は2項道路の中心から行われるものと考えます。（もう一方が水面やがけである場合を除く（建築基準法の取扱のとおり）	河川管理用道路が2項道路として指定されているのであれば道路後退の義務は発生しますが、そうでないのであれば道路後退しなくても良いと考えます。
知　多　市	地目に関係なく、市道認定で道路として認識している幅を基にセットバックしていただくものと考えています。 なお、幅は（１）のとおり現況と公図の不利な方で考えます。	市道認定された河川管理用道路の場合、建築基準法第４２条第２項ただし書きにより、河川と道路の境界から宅地側に４ｍのところで片セットしていただいています。
知　立　市	登記地目が用悪水路であっても、実際の利用形態が道路であるのなら道路として取扱います。公図幅員が１．５ｍ、現況幅員が１．８ｍの砂利道であるならば、一部私有地であっても１．８ｍ全体が公共管理物であると考えます。且つ、古くから建築物が建ち並ぶ道路であれば、建築部局の判断では、２項道路判定とされるものと考えます。狭あい道路として取扱うのであれば、管理幅員１．８ｍとし、現況道路の中心線から片側２．０ｍ後退となります。 （但し、一般的に道・水路が平行する場合、道路側の片側後退となります。）	河川管理用であって幅員が４ｍ未満である道路が、市道認定されていたとしても建築基準法上の道路に該当するか疑問でありますが、仮に該当するのであれば、対側が河川である以上４ｍに不足する幅員分は片側後退と考えます。本来、幅員が４ｍ未満の道路が市道認定されることはないものと考えます。本市では、河川管理用道路であれば「通路」として位置付け、建築基準法上の道路として取扱いはしません。
尾 張 旭 市	●個別タイプの場合 幅員が1.8mに満たない砂利道であっても、市が管理している道路であれば、狭あい道路整備事業の対象路線となります。 建築基準法上の道路・・・地目が用悪水路であり、当該部分を砂利道（道路）として管理している場合であっても、現況幅員1.8メートル内に私有地を含むのであれば、私有地部分は市が管理する道路とは言えないため、市が道路として管理している幅員は1.8メートルを下回ることとなる。よって1.8メートルに満たない道路は建築基準法上第43条第2項道路に該当しないことから建築基準法に基づく道路後退は不要と考える。 建築基準法上の道路でない道路・・・筆界中心を道路中心線とする。 ●路線タイプの場合 地権者全員同意で、新しく道路中心線を設定し、該当地は寄附となるため、問題は生じない。	●個別タイプの場合 建築基準法上の道路・・・河川側の道路境界線を基準として河川対側地側に4.0メートルの道路後退をする必要があると考える。 建築基準法上の道路でない道路・・・道路として管理している河川側道路境界線から河川の外側に向かって4.0メートルの道路後退が必要と考える。 ●路線タイプの場合 事業対象外となる。
高　浜　市	水路用地であれば、原則として２項道路とは認めない。 ただし、判定当時にやむを得ない理由により２項道路判定されているのであれば、セットバックの必要がある。 その際は、用地として権原を取得していない以上、現況幅員1.8mではなく、官民境界幅員1.5mの中心としている。	河川との境界より４ｍの片後退としている。
岩　倉　市	事例がありませんが、市道認定や建築基準法施行時の立ち並びの有無等を勘案して法定外道路か二項道路か判断します。	市道認定のある河川沿いの道路で幅員が4m未満の場合には、河川側の舗装端から4m確保できるように民地側にセットバックをしてもらっていますが、市道認定のない河川管理用通路については法定外道路と扱っています。
豊　明　市	用悪水路用地、私有地を除いた現状道路の中心からセットバックと考えます。	原則、現状道路の中心からセットバックではあるが、川沿等の場合、対側側から４ｍセットバックとなると考えます。
日　進　市	質問内容について、建築基準法上の道路に該当するかの判断が必要であるため、特定行政庁である愛知県もしくは民間確認検査機関と協議するよう指示しています。 すでに42条2項道路の指定を受けた道路であれば、指定された幅員から中心線を設定します。	該当道路が建築基準法42条2項道路の指定があれば、道路中心線から２ｍもしくは河川側の道路境界線から4mで後退線を設定しています。
田　原　市	官民境界（公図）幅員が1.8m未満であることから、法定外道路と判断しております。なお、地目が用悪水路であることは、道路と判断する上で支障ないものと考えます。	本市は限定特定行政庁ではないことから、道路後退の方法（道の中心線又は対側から4m）は判断しておりません。

資料1－2

議題１　狭あい道路の拡幅整備に伴う道路後退用地について（碧南市提出）

市名	回答	
	(3)地目が用悪水路で、官民境界(公図)幅員では1．5メートル、現況幅員では1．8メートルの砂利道(一部私有地)の場合の道路後退の考え方	(4)市道認定を受けた河川管理用道路で、現況幅員が1．8メートル以上4メートル未満の場合においての道路後退の考え方
愛　西　市	・道路ではないため、建築基準法上の法定外道路として扱い、道路後退はない。	・当該道路に現に建築物が立ち並んでいれば、建築基準法第42条第2項の道路として扱う。
清　須　市	道路認定されてない場合、建築基準法上の道路として扱っていないため、セットバック不要と判断しています。	堤防のどの位置に道路が存在しているかにもよりますが、堤防の法尻に道路がある場合は一方後退としています。
北名古屋市	現況を優先し、現況幅員が1.8mあれば、建築基準法の２項道路としてみなす可能性があるため、現地状況や立ち並び用件などを勘案し、２項道路と判断できれば、道路後退する義務があると考えます。 しかしながら内部でも意見が分かれるため、案件ごとによく吟味して対応しております。	質問内容のとおりであれば、道路後退する義務があると考えます。 本市では、過去に後退した実績があります。
弥　富　市	官民境界幅員の中心線からの道路後退としています。	有効幅員が４mになるように一方側に道路後退としています。
みよし市	境界を特定する資料が他になければ、公図幅員の中心でも現況幅員の中心でも認めています。	市道の認定幅員を基準に、河川と河川管理用道路との用途境から４mをセットバックラインとしています。
あ　ま　市	該当する事例がありません。	通常のセットバックとしている。
長久手市	この場合は、狭あい道路とみなしていません。	この場合は、狭あい道路とみなしていません。